

平成 14 年度 厚生労働省 税制改正 (評価書)

制度名	公害防止用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長	
改正の内容	<p>公害防止用の特定施設等を取得した場合、16%の特別償却が認められているが、その適用期限（平成14年3月31日）を2年間延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱特定物質対応型設備 [テトラクロロエチレン非排出型ドライクリーニング装置] 気化した溶剤を活性炭により吸着して回収する機構を有するテトラクロロエチレン非排出型ドライクリーニング装置 ・一般公害防止用施設[活性炭吸着回収装置] テトラクロロエチレン等を活性炭により吸着して回収する装置 	
	減税見込額 (平年度)	23百万円
新設・拡充又は延長の理由	<p>(1) 政策目的 大気汚染防止法の基準により定められたテトラクロロエチレン等の大気中への排出を抑制するためテトラクロロエチレン非排出型ドライクリーニング装置の導入の促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 大気汚染防止法の規制を受けているテトラクロロエチレンは、人の健康に係る被害を生じるという点で極めて有害な物質であり、ドライクリーニングを行う際に、大気中に排出される。本措置により環境保全に資する施設の取得を促進し、公害防止対策の円滑な推進を図る必要がある。</p> <p>(3) 施策の適正性（公平性・優先性等） クリーニング業者の大部分が経営基盤の脆弱な小規模零細業者であり、新たな設備投資は負担が大きいことから、テトラクロロエチレン非排出型ドライクリーニング装置等を取得するに当たり、税制の特例措置を設けることが不可欠である。</p> <p>(4) 施策の効率性 クリーニング業者の大部分が経営基盤の脆弱な小規模零細業者であることから、公害防止用施設の導入を困難なものとしており、企業の自主的な設備の導入を促進するために、本特別償却制度は有効な施策である。</p>	
政策の達成目標	テトラクロロエチレン非排出型ドライクリーニング装置及び活性炭吸着装置導入の促進	
当該項目以外の支援措置	<p>固定資産税の課税標準の特例措置</p> <p>国民生活金融公庫からの融資</p> <p>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく施策等</p>	
担当課名	健康局生活衛生課	